新型コロナウイルス感染症対策実施宣言

私たちはお客様に安全に安心してご乗車いただくために、☑の取組を実施します。

事業者名______

1	 感染予防対策の体制 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整えています。 □ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を順守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフと連携して対策を講じます。 □ 国・地方公共団体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集します。
2	健康管理 □ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行ったうえで、その結果や症状の有無を報告させ、発熱や呼吸器症状ががある者は自宅待機とします。 □ 息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化がないか確認します。 □ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、医療機関で受診するよう勧めます。 □ 症状に改善が見られない場合は、新型コロナウイルス健康相談センターへの相談を指示します。 □ 従業員に対して、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求めています。 □ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促します。 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行います。
3	車両・設備・器具 □ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備について、定期的に洗浄・消毒を行います。 □ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行います。 □ 事業用自動車内の座席、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行います。 □ 座席に掛ける布については、定期的に洗濯します。 □ ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉します。 □ ゴミの回収を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底します。 □ 運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、お客様と乗務員の飛沫感染を防止するよう努めます。 □ キャッシュレス決済を導入しています。
4	 運転者に対する点呼 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保ちます。 運行管理者等(点呼を行う運行管理者または補助者をいう。)と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置します。 換気を徹底します。 運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底します。 疲労、疾病等を報告させる際には体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱や呼吸器症状があることが確認された場合には、自宅待機とします。 始業点検時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認します。 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、使用のたびに除菌することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器

を使用すること等により感染防止を徹底します。

5	運行中
	□ 乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底します。
	□ お客様の意向を確認したうえで、窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行いま
	す。
	□ お客様の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気を行います。
	□ 運賃の受け渡し等において、マスクや手袋を着用するとともに、お客様との直接接触を減
	らすよう努め、お客様降車後は車内の消毒を行います。 ロ 乗務号に対し、乗務内に発熱や体調不良を認めた時は実行管理者に連絡を入れてこれ
	□ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを 徹底するとともに、乗務を中止させます。
	版成するとともに、未依を中止できます。
6	利用者に対する協力のお願い
	□ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等
	により、感染拡大防止について協力を求めます。
	□ 定員上、後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して可能な限り後部座席に乗
	車するよう理解と協力を求めます。
	□ 乗車に際しては、お客様のマスク着用について理解と協力を求めます。
10	感染者が確認された場合の対応
13	窓未有が確認された場合の対応 □ 保健所の指示に従います。
	□ 保健所の指示に促います。 □ 従業員が感染した場合は速やかに高知運輸支局検査整備保安部門(088-866-7313)に
	連絡します。
	□ 感染者(従業員)の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行います。
	□ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意します。
	□ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについて
	は、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱います。